



阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 真二

〒567-0827
茨木市稻葉町5-14
TEL 072(634)4331代
FAX 072(632)1828

うめ

◆ 2月の税務と労務

国 税／平成30年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月12日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月28日

国 税／6月決算法人の中間申告

2月28日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)

2月28日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付

2月28日

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	.	.

地方税／固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

市町村の条例で定める日

休眠預金 2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等のこと。2018年1月の休眠預金等活用法施行により、休眠預金となると、所定の機関に移管され民間公益活動に活用されます。ただし、休眠預金となっても取引のあった金融機関で必要な手続きを行えば引き出すことは可能です。

ワン
ポイント



所得税の確定申告時期となりました。還付申告は既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。

なお、今年は確定申告初日の二月十六日が土曜日、十七日が日曜日のため、税務署窓口では申告書の受付は行いませんが、法令上、申告初日をずらす規定がないので、申告初日は二月十六日となります（ただし、税務署が閉まつても申告書を税務署の時間外受取箱に投函することにより提出できます）。

以下、平成三十年分確定申告のポイントを整理してみます。

1. 確定申告の対象者

- 確定申告をしなければならない人（主な例）

- (1) 配偶者控除
配偶者控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除等を受ける人
- (2) 配偶者特別控除
対象配偶者を有する納税者の配偶者控除の額は、納税者本人の合計所得金額が九〇〇万円を超えると徐々に控除額が減額され、一、〇〇〇万円を超えると、控除額はゼロとなります。

2. 平成三十年分の留意点

- (3) 確定申告書に関する書類の提出等
土地等の譲渡があつた、(7)給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万を超える人
- (4) 所得税の還付が受けられる人（主な例）
雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除等を受ける人

- (5) 確定申告書に添付等する必要がある場合は、保険会社などから書類で交付された控除証明書等を確定申告書に添付等する必要がありますが、平成三十年分から保険会社等よりメール等で交付された電子的控除証明書等を添付してe-Taxで送信することも可能となりました。書面で提出する場合には、国税庁HPで作成印刷したQRコード付控除証明書等（電磁的記録印刷書面）により提出します。
- (6) 医療費控除の提出書類の簡素化
平成二十九年分から医療費控除の適用に当たっては、医療費の領収書等に記載されている①の領収書等に記載されている②の病院。

- (1) 個人で事業を行つており納稅額がある、(2)不動産収入がある人で納稅額がある、(3)給与がある人で納稅額がある、(4)二か所以上から給与をもらっている、(5)同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息を受け取つている、(6)平成三十年中に土地等の譲渡があつた、(7)給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万を超える納稅者本人について、配偶者特別控除は適用できません。
- (8) 年間二、〇〇〇万円を超える、(9)二か所以上から給与をもらつて徐々に減額されます。なお、合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える納稅者本人について、配偶者特別控除は適用できません。

- (10) 下とされ、その控除額は配偶者の合計所得金額及び納稅者本人の合計所得金額が増えるにしたがつて徐々に減額されます。なお、合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える納稅者本人について、配偶者特別控除は適用できません。
- (11) 下とされ、その控除額は配偶者の合計所得金額及び納稅者本人の合計所得金額が増えるにしたがつて徐々に減額されます。なお、合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える納稅者本人について、配偶者特別控除は適用できません。
- (12) 下とされ、その控除額は配偶者の合計所得金額及び納稅者本人の合計所得金額が増えるにしたがつて徐々に減額されます。なお、合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える納稅者本人について、配偶者特別控除は適用できません。

3. 働き方改革に伴う個人所得

課税

- (13) 平成三十年度税制改正における給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律一〇〇万円引き下げ、基礎控除の控除額を一〇〇万円引き上げる「給与所得控除の振替」、給与収入が八五〇万円超の場合の控除額を一九五万円に引き下げる「給与所得控除の適正化」、公的年金等控除から基礎控除への「公的年金等控除から基礎控除への適正化」、公的年金等収入が一、〇〇〇万円超の場合の控除額に一九五・五万円の上限を設けた「公的年金等控除の適正化」などの個人所得課税の見直しは、平成三十二年（二〇二〇年）分以後の所得税からとなります。

表1 所得税額速算表(平成30年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
1,950,000円	1,950,000円	5%	0円	((A)×5%)×102.1%		
3,300,000	3,300,000	10	97,500	((A)×10%-97,500円)×102.1%		
6,950,000	6,950,000	20	427,500	((A)×20%-427,500)×102.1%		
9,000,000	9,000,000	23	636,000	((A)×23%-636,000)×102.1%		
18,000,000	18,000,000	33	1,536,000	((A)×33%-1,536,000)×102.1%		
40,000,000	40,000,000	40	2,796,000	((A)×40%-2,796,000)×102.1%		
	-	45	4,796,000	((A)×45%-4,796,000)×102.1%		

表2 確定申告書チェック表

(平成30年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費 (※セルフメディケーション税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。 ※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)。
		領収書又は明細書の添付等がされていますか。
	寄附金	領収書、証明書等の添付等がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成8.1.2~平成12.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚…… 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別…………… 合計所得金額が500万円以下。 ③特定の寡婦…… 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。
	配偶者控除 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。(老人控除対象配偶者の配偶者控除は最高48万円)
	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
	住宅ローン控除	申告書の住宅借入金等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があつても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

QRコードを利用したコンビニでの国税の納付

コンビニで国税を納付するためには、税務署から交付等されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、今年1月4日以降、自宅等で納付に必要な情報をQRコード(PDFファイル)として作成・出力することにより可能となりました。なお、納付できる金額は従来のコンビニ納付と同様に30万円以下です。

QRコードを利用したコンビニでの納付方法は次のとおりです。

1. 次のいずれかの方法によって作成したQRコードをコンビニ店舗に持参します。なお、QRコードをスマートフォン等に保存して利用することも可能です。

- (1) 確定申告書等作成コーナーからの作成 確定申告書等作成コーナーで、所得税、消費税等の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択することで、申告書

に併せて、QRコードを印字した書面が作成されます。

(2) 国税庁ホームページからの作成

国税庁ホームページのコンビニ納付用

QRコード作成専用画面で、納付に必要な情報を入力することで、QRコードを印字した書面が作成されます。

2. コンビニ店舗のキオスク端末(「Loppi」や「Famiポート」)に「QRコード」を読み取らせるとバーコード(納付書)が出力されます。

3. 出力したバーコード(納付書)によりレジで現金を支払います。

QRコードによるコンビニ納付の利用可能なコンビニは、次のとおりです。

- ・ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
- ・ファミリーマート(「Famiポート」端末設置店舗のみ)

記載を省略することができまし
年間、調書へのマイナンバーの
金銭の分配及び基金利息の支払
いは猶予規定が設けられ、三
年間、調書など一部の法定調書につ
いては、原則として、マイナンバ
ーの記載が必要とされています。
しかし、「配当、剩余金の分配、
金銭の分配及び基金利息の支払
調書」など一部の法定調書につ
いては、原則として、マイナ
ンバーの利用が開始され、法定
調書などを税務署に提出する際
には、原則として、マイナンバ
ーの記載が必要とされています。
た。

このマイナンバー記載の猶予
期間は平成三十年分で終了とな
りました。そのため、平成三十
一年以降に配当を支払う場合な
どは、「配当、剩余金の分配、金
銭の分配及び基金利息の支払
調書」にマイナンバーを記載する
必要がありますので注意してく
ださい。

マイナンバーの記載猶予期間は平成三十年で終了

所得税 個人が懸賞や福引きなどで賞品を受け取ったとき

個人が懸賞や福引きなどで受け取った賞品は、一時所得となります。一時所得の金額は、総収入金額から収入を得るために支出した金額と特別控除額(最大50万円)を控除した金額となります。そして、一時所得の金額の1/2が課税対象となり、給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算します。つまり、50万円以上の賞品を受け取ったときには所得税が課税される可能性があります。

なお、受け取った賞品が、商品券の場合はその券面額で評価し、株式・貴金属・土地や建物などを受け取ったときはその受けることとなった日の価額で評価します。また、車などの物品を受け取ったときは、そのものの通常の小売販売価額の60%相当額で評価することとなります。